

目的外利用に関する事項

項 目	内 容	
目的外利用される 個人情報記録の 名称及び項目	記録名	介護保険被保険者情報（介護保険課保有）
	項 目	老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者及び遺族年金受給者に係る介護保険料被保険者情報のうち、次に掲げるもの 基礎年金番号 氏名 住所 生年月日 性別
目的外利用する 業務・事業の名称	年金生活者支援給付金事務	
目的外利用の 必 要 性	日本年金機構から回付される給付金支給候補者のデータを、区が保有する区民の所得情報等のデータと突合するに当たり基礎年金番号が必要となるが、国保年金課で保有する基礎年金番号は主に国民年金の対象者に限られており、その数が少ないことから、介護保険料の賦課徴収事務において基礎年金番号を保有している介護保険課から基礎年金番号の情報を目的外利用する必要がある。	
目的外利用の方法	介護保険システムから国民年金システムへのデータ連携	
本 人 通 知	<p style="text-align: center;">できる</p> <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由） 対象者が多く、通知に要する費用と事務量が膨大であるため、本人への通知は省略する。	
備 考	基礎年金番号によるデータの突合を行うに当たり、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報を活用することについては、厚生労働省通知（令和元年5月31日付け事務連絡）でもその旨が示されている。	
問 い 合 わ せ 先	区民部 国保年金課 年金係	